

# 償却資産に係る実地調査要領

## 〔1〕 目的

固定資産税は、固定資産の資産価値に着目し、その所有の事実に応税力を認めている一種の財産税と解されているため、課税客体である具体的資産の現況を正確に把握するとともに、法令にそってその「適正な時価」について評価する必要がある。

償却資産については、土地、家屋とは異なり登記制度がないため、納税義務者や課税客体の把握が容易ではないことから所有者に申告を義務づけている。この納税義務者による申告（未申告、不申告含む）には、申告もれや申告誤りが考えられることから、その適正を期すために実地調査等を行うものとする。

## 〔2〕 実地調査を基本とする調査の種類と内容、及び調査計画の策定

調査方式を大別すると、1) 申告書調査、2) 対面による実地調査、3) 外観調査や反面調査を含む各種補助調査、4) 文書の返戻分調査等があるが、納税者と直接対面し、帳簿照合や質問検査を含む総合的な調査ができ、かつ制度の説明や指導等も同時に行える実地調査を基本とする。

申告書調査は、申告書提出から評価調書の作成と決定にいたる期間の予備的な申告内容の審査と電話等による問い合わせなどの簡易な調査として行う。外観調査や庁内外の公簿調査等、反面調査を含む各種補助調査は、実地調査を補完する全ての調査として行う。

調査計画は、土地・家屋の評価替えを行う基準年度にあわせて作成する3ヵ年計画と、年度毎の単年度実施計画として策定する。

計画内容は、公平及び効果・効率を考慮の上、各種調査方式、申告の有無区分、調査対象選定方法その他による総合的なものとし、その着実な達成をはかる。

### [3] 実地調査にあたっての留意事項

1. 対面による実地調査は、「償却資産（固定資産税）の評価・課税要綱」の基本原則等に基づくとともに、租税犯則調査のためでなく、申告や評価・課税が適正かどうかの確認のために行う納税義務者の同意と協力のもとに行われる任意調査として行う。調査には税理士の同席を認め、調査前や調査後の質問・相談にも積極的に応じる。
2. 調査の実施通知は、原則として調査日の少なくとも1週間以上前に文書で行う。調査は、決算期・営業時間・場所等に配慮するとともに、日時や場所等の合理的な理由に基づく変更の申し出についてはできる限り尊重する。ただし、調査日の延長は、真に止むを得ない場合を除き、指定日以後2週間以内とする。
3. 対面による実地調査に際しては、徴税吏員証、固定資産評価補助員証、身分証明書を携帯・提示する。質問検査は誠実かつ丁寧を基本とし、検査に入る前に根拠法令や調査目的等を説明し、調査への協力と同意を確認する。評価の均質性の確保と納税者の不安除去等のため、原則として複数の職員で行う。調査日前には、関係帳簿類の提供依頼に基づく事前照合や、必要に応じて各種補助調査を実施しておくなど、評価の精度向上と訪問調査時間の短縮による納税義務者等の負担軽減を図る努力を行う。調査結果や指摘事項、調査の終了は、納税義務者等に口頭又は文書で明瞭に伝える。調査通知等の文書、各種実務資料については別途様式等を定める。
4. 外観その他から課税客体となる資産は確認できるものの、その取得時期や取得価額等が不明な場合については、申告制度が採用されている趣旨に基づき、まず所有者自身に適切に見積もった内容の自主的な申告を促すことを基本とする。この場合において、なお納税義務者自身において自主的に申告することが困難との申し出があり、それがやむを得ない事情にあると判断される場合については、納税者の理解を得る努力を行いながら「固定資産評価基準」等に基づく推計課税を行う。

5. 実地調査や事前照会等に納税義務者等からの同意と協力が得られない場合は、改めて調査趣旨等を丁寧に説明するとともに、再要請、最終要請の計3回行う。この3回の要請にも協力が得られない場合は、課税の公平を確保するため、国税資料の閲覧その他により推定を含む評価と賦課を行う。

なお、遁脱を意図した未申告や虚偽申告及び虚偽答弁、調査拒否等の非協力があった場合（上記の推計課税の場合を含む）には過年度を含む追加課税額に延滞金を加算し、さらにこれらが著しい場合は告発を含む罰則の適用も検討する。

6. 必要に応じて家屋担当や市民税担当との共同調査、広域的な事業者には他市町村との合同調査等、関係部門・機関との連携強化をはかる。

特に、事業用家屋の新築や市内への事業所新設など、新たに納税義務が発生又は発生可能性があるケースについては、納税義務発生直後における資産の把握等が極めて重要であることをふまえ、関係部署との緊密な連携を強める。